

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案 新旧対照表 目次

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二項関係）	1
二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第三項関係）	2

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">法 律 (略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">事 務 (略)</td> </tr> </table> <p>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号）</p>	法 律 (略)	事 務 (略)
法 律 (略)	事 務 (略)		
現 行	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">法 律 (略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">事 務 (略)</td> </tr> </table> <p>第五条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、 第七条第一項、第九条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	法 律 (略)	事 務 (略)
法 律 (略)	事 務 (略)		

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～二十八（略）</p>